

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六―〇―八〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補償事務主任者)</p> <p>第八条 実施機関の長は、補償及び福祉事業の円滑な実施の観点から内部組織の構成等を勘案し</p>	<p>(補償事務主任者)</p> <p>第八条 実施機関の長は、人事院の定める組織区分(内部組織の構成等により必要があると認め</p>

て補償事務主任者を置く組織区分を定め、当該組織区分ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならぬ。

2 (略)

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、少年院又は少年鑑別所の職員、入国警備官、税関又は沖縄地区税関の職員、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発

る場合にあつては、当該組織区分を細分した組織区分)ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならぬ。

2 (略)

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職

局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）、国土交通省地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理又は海洋の汚染の防除に関する業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消防救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	一・二 (略)	三 少年院又は
職務	(略)	在院者又は在所者の看守

員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消防救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	一・二 (略)	三 入国警備官
職務	(略)	一 入国、上陸又は在留に

六 麻薬取締官	五 税関又は沖 縄地区税関の 職員	四 入国警備官	少年鑑別所の 職員
一 麻薬及び向精神薬取締	の調査 び貨物割に関する犯則事件	一 入国、上陸又は在留に 関する違反事件の調査 二 収容令書又は退去強制 令書の執行 三 入国者収容所、収容場 その他の収容施設の警備	又は護送

	四 麻薬取締官
三 麻薬、向精神薬、大	一 麻薬、向精神薬、大 麻、あへん又は覚醒剤に 関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大 麻、あへん又は覚醒剤に 関する犯罪に係る犯人又 は被疑者の逮捕又は護送 二 収容令書又は退去強制 令書の執行 三 入国者収容所、収容場 その他の収容施設の警備

法（昭和二十八年法律第十四号。以下「麻向法」という。）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件の捜査

二 麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送

三 麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

十一 国土交通	<p>十 国土交通省 地方整備局に 所属し、港湾 及び航路の管 理又は海洋の 汚染の防除に 関する業務に 従事する職員 (人事院が定 める職員に限 る。)</p>	七〇九 (略)
空港又はその周辺におけ	<p>一 豪雨等異常な自然現象 により重大な災害が発生 した場合における港湾又 は航路の応急作業 二 天災、危険物の爆発そ の他の異常事態の発生時 における海洋の汚染の防 除</p>	(略)

	<p>八 国土交通省 地方航空局に 所属し、消火 救難業務に従 事する職員 (人事院が定 める職員に限 る。)</p>	五〇七 (略)
	<p>一 航空機その他の物件の 火災の鎮圧 二 天災、危険物の爆発そ の他の異常事態の発生時 における人命の救助又は 被害の防禦<small>ぎよ</small></p>	(略)

省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	る次に掲げる職務 一 航空機その他の物件の火災の鎮圧 二 天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防御
---	--

（法令等の周知）

第三十四条 （略）

2 実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則

の要旨、第八条第一項の規定により実施機関の長が指名した補償事務主任者の連絡先並びに第

--	--

（法令等の周知）

第三十四条 （略）

2 実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則

の要旨並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事

二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならぬ。

業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならぬ。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。